

廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準） 第一条の二（略） 一（略） 二（略） 三（略） イハ（略） 二 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第四条の二 第一項に規定する指定水域又は指定地域 ホ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された指定湖沼又は同条第二項の規定により指定された指定地域 ヘ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第二条第一項に規定する瀬戸内海又は同条第二項に規定する関係府県の区域（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第三条に規定する区域を除く。） トソ（略）</p> <p>四 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種最終処分場事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種最終処分場事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当</p>	<p>（第二種事業の判定の基準） 第一条の二（略） 一（略） 二（略） 三（略） イハ（略） 二 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第四条の二 第一項に規定する指定水域 ホ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された指定湖沼 ヘ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第二条第一項に規定する瀬戸内海 トソ（略）</p> <p>四 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種最終処分場事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる区域が存在すると判断され、かつ、当該第二種最終処分場事業の内容が当該区域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当</p>

程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）であつて、大気汚染（二酸化窒素に関するものに限る。）、水質汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に関するものに限る。）、又は騒音に係るものが確保されていない地域

ロ〜ハ（略）

二 イから八までに掲げるもののほか、一以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2
（略）

（方法書の作成）

第二条 令別表第一の六の項のイ又はロの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する対象事業（以下「対象最終処分場事業」という。）に係る事業者（以下単に「事業者」という。）は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に掲げる対象事業の内容を記載するに当たつては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 対象最終処分場事業の種類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）の別及び産業廃棄物の最終処分場においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号イから八に規定する産業廃棄物の最終処分場の別）

二〜三（略）

程度 of 環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準（第五条第一項第二号イ及び別表二において「環境基準」という。）であつて、大気汚染（二酸化窒素に関するものに限る。）、水質汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に関するものに限る。）、又は騒音に係るものが確保されていない区域

ロ〜ハ（略）

二 イから八までに掲げるもののほか、一以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる区域

2
（略）

（方法書の作成）

第二条 令別表第一の六の項のイ又はロの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する対象事業（以下「対象最終処分場事業」という。）に係る事業者（以下単に「事業者」という。）は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に掲げる対象事業の内容を記載するに当たつては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 対象最終処分場事業の種類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）の別）

二〜三（略）

四 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立容量

五 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類

六 前各号に掲げるもののほか、対象最終処分場事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たつては、当該事項に関する対象最終処分場事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにしなければならない。

3 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たつては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出版を含む。）を第五条第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。

4 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に対象最終処分場事業実施区域及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たつては、それらの概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。

5 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第四号に掲げる事項を記載するに当たつては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たつて、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。

6 事業者は、法第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、当該方法書において、その

四 前三号に掲げるもののほか、対象最終処分場事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たつては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出版を含む。）を第五条第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。

3 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に対象最終処分場事業実施区域及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たつては、それらの概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。

4 事業者は、対象最終処分場事業に係る方法書に法第五条第一項第四号に掲げる事項を記載するに当たつては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由（第六条第一項に規定する標準項目を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。）を明らかにしなければならない。

5 事業者は、法第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、当該方法書において、その

旨を明らかにしなければならない。

第三条 (略)

(環境影響評価の項目等の選定に関する指針)

第四条 対象最終処分場事業に係る法第十一条第三項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第十二条までに定めるところによる。

(事業特性及び地域特性の把握)

第五条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象最終処分場事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに対象最終処分場事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 事業特性に関する情報

イ 第二条第一項第一号から第五号に掲げる事項

ロ 対象最終処分場事業実施区域の面積

ハ 対象最終処分場事業の工事計画の概要

ニ 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の量

ホ 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要

ヘ その他対象最終処分場事業に関する事項

二 地域特性に関する情報

旨を明らかにしなければならない。

第三条 (略)

(環境影響評価の項目等の選定に関する指針)

第四条 対象最終処分場事業に係る法第十一条第一項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第十二条までに定めるところによる。

(事業特性及び地域特性の把握)

第五条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象最終処分場事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに対象最終処分場事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 事業特性に関する情報

イ 第二条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

ロ 対象最終処分場事業実施区域の面積

ハ 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立容量

ニ 対象最終処分場事業の工事計画の概要

ホ 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類及び量

ヘ 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要

ト その他対象最終処分場事業に関する事項

二 地域特性に関する情報

- イ 自然的状況 (略)
- ロ 社会的状況

(1) } (6) (略)

(7) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(8) (略)

2 事業者は、前項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該最終処分場事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

3 事業者は、第一項第二号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じて、関係地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。

(環境影響評価の項目の選定)

第六条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象最終処分場事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、別表第一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象最終処分場事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受

- イ 自然的状況 (略)
- ロ 社会的状況

(1) } (6) (略)

(7) 環境の保全を目的として指定された区域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(8) (略)

2 事業者は、前項第二号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じて、関係地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。

(環境影響評価の項目の選定)

第六条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第一に掲げる一般的な事業の内容によって行われる対象最終処分場事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目(以下「標準項目」という。)に対して、必要に応じて、項目の削除又は追加を行うことにより選定しなければならない。

けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一 対象最終処分場事業に係る工事の実施（対象最終処分場事業の一部として、対象最終処分場事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 対象最終処分場事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第九条の三第十項及び第十五条の二の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する最終処分場の廃止までの間に行われることが予定される事業活動その他の人の活動であつて対象最終処分場事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第一において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3 (略)

一 (略)

イ〜ロ (略)

ハ 土壌に係る環境その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。

別表第一において同じ。）

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、対象最終処分場事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一 対象最終処分場事業に係る工事の実施

二 対象最終処分場事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であつて対象最終処分場事業の目的に含まれるもの（別表第一において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3 (略)

一 (略)

イ〜ロ (略)

ハ 土壌に係る環境その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。

別表第一において同じ。）

- (1) 地形及び地質
(2) (略)
(3) 土壌
(4) (略)
- 二 (略)
- 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）
- イ 景観
- ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
- 四 (略)
- 4 事業者は、第一項の規定により項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。
- 5 第一項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。
- 一 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
- 二 対象最終処分場事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

- (1) 土壌
(2) (略)
(3) 地形及び地質
(4) (略)
- 二 (略)
- 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）
- イ 人と自然との触れ合いの活動の場
- ロ 景観
- 四 (略)
- 4 第一項の規定による項目の削除は、次に掲げる項目について行うものとする。
- 一 標準項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における当該標準項目
- 二 対象最終処分場事業実施区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける区域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合における当該標準項目
- 5 第一項の規定による項目の追加は、次に掲げる項目について行うものとする。
- 一 事業特性により、標準項目以外の項目（以下この項において「標準項目」とする。）

準外項目」という。()に関する環境影響が相当程度となるおそれがある場合における当該標準外項目

二 対象最終処分場事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる区域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又は八に規定する標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準外項目

イ 標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい区域
その他の対象

ロ 標準外項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された区域その他の対象

ハ 標準外項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある区域

6 事業者は、第一項の規定により項目の削除及び追加を行うに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行わなければならない。

7 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあつては、必要に応じ第一項の規定により選定した項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行わなければならない。

8 事業者は、第一項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由及び同項の規定により項目の削除を行った場合にあつてはその理由を明らかにできるように整理しなければならない。

（調査、予測及び評価の手法）

第七条 対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価

6 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあつては、必要に応じ第一項の規定により選定した項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行わなければならない。

7 事業者は、第一項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるように整理しなければならない。

（調査、予測及び評価の手法）

第七条 対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価

の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第十二条までに定めるところにより選定するものとする。

一〜二（略）

三 前条第三項第二号八に掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第二において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第二において同じ。）又は特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第二において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じて人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その

の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第十二条までに定めるところにより選定するものとする。

一〜二（略）

三 前条第三項第二号八に掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第二において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第二において同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第二において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じて人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等及び温室効果ガス等に関し、それらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

(参考手法)

第八条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法(参考項目)に係るものに限る。()を選定するに当たっては、別表第一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第二に掲げる参考となる調査及び予測の手法(以下この項及び別表第二において「参考手法」という。)を勘案しつつ、第五条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ選定しなければならない。

2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。

- 一 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
- 二 対象最終処分場事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
- 三 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
- 四 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考となる調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

3 第一項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれ

(標準手法)

第八条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法(標準項目)に係るものに限る。()を選定するに当たっては、各標準項目ごとに別表第二に掲げる標準的な調査及び予測の手法(以下この項及び別表第二において「標準手法」という。)を基準として選定しなければならない。この場合において、事業者は、次項に定めるところにより必要に応じ標準手法より簡略化された調査若しくは予測の手法(同項において「簡略化手法」という。)を選定し、又は第三項に定めるところにより必要に応じ標準手法より詳細な調査若しくは予測の手法(同項において「重点化手法」という。)を選定するものとする。

2 簡略化手法は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。

- 一 当該標準項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
- 二 対象最終処分場事業実施区域又はその周囲に、当該標準項目に関する環境影響を受ける区域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
- 三 類似の事例により当該標準項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
- 四 当該標準項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、標準的な調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

3 重点化手法は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に

れかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

一 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

二 対象最終処分場事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

ロ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ハ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(調査の手法)

第九条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することと留意するものとする。

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、

選定するものとする。

一 事業特性により、当該標準項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

二 対象最終処分場事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる区域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する標準項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 当該標準項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい区域その他の対象

ロ 当該標準項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された区域その他の対象

ハ 当該標準項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある区域

(調査の手法)

第九条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、

水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は関係地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 対象最終処分場事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（第五項及び別表第二において「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（第五項及び別表第二において「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 （略）

3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期を開始するように調査に係る期間を選定するものとする。

4 （略）

5 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等

水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は関係地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査の対象とする区域（以下「調査区域」という。） 対象最終処分場事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある区域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる区域

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（別表第二において「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査の対象範囲として適当であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（別表第二において「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 （略）

3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとする。

4 （略）

5 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査区域の設定の根拠、調査の日時

の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

6 (略)

(予測の手法)

第十条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第八条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 (略)

二 予測の対象とする地域(第四項及び別表第二において「予測地域」という。)

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点(別表第二において「予測地点」という。)

選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯(別表第二において「予測対象時期等」という。)

供用開始後定常状態になる時期及び影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)

、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の

その他の当該情報の出所及びその妥当性を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

6 (略)

(予測の手法)

第十条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第八条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 (略)

二 予測の対象とする区域(第四項及び別表第二において「予測区域」という。)

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点(別表第二において「予測地点」という。)

選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯(別表第二において「予測対象時期等」という。)

供用開始後定常状態になる時期、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

2 (略)

3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象最終処分場事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、同号に規定する時期での予測に加え、中間的な時期での予測を行うものとする。

4 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。

5 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象最終処分場事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。
。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、関係地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理するものとする。

6 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては

2 (略)

3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、同号に規定する時期での予測に加え、中間的な時期での予測を行うものとする。

4 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測区域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにしなければならない。

5 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象最終処分場事業以外の事業活動その他の区域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該区域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して予測が行われるようにしなければならない。
。この場合において、将来の環境の状況は、国又は関係地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理するものとする。

6 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては

、対象最終処分場事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならぬ。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

(評価の手法)

第十一条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 調査及び予測の結果並びに第十四条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象最終処分場事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内で行き届く限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにすることができるようにすること。

二 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては

、対象最終処分場事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならぬ。

(評価の手法)

第十一条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 調査及び予測の結果並びに第十四条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象最終処分場事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内で行き届く限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。

二 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が保たれているかどうかを評価する手法であること。

、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

三 (略)

(手法選定に当たつての留意事項)

第十二条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たつては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。

2 3 (略)

第十三条 (略)

(環境保全措置の検討)

第十四条 (略)

2 事業者は、前項の規定による検討に当たつては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)を検討しなければならない。

第十五条 (略)

(検討結果の整理)

第十六条 事業者は、第十四条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

三 (略)

(手法選定に当たつての留意事項)

第十二条 事業者は、対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たつては、第五条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて選定しなければならない。

2 3 (略)

第十三条 (略)

(環境保全措置の検討)

第十四条 (略)

2 事業者は、前項の規定による検討に当たつては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(第十六条第四号及び第五号において「代償措置」という。)を検討しなければならない。

第十五条 (略)

(検討結果の整理)

第十六条 事業者は、第十四条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

一〇五（略）

六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

2 事業者は、第十四条第一項の規定による検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

（事後調査）

第十七条 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象最終処分場事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行わなければならない。

一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

四 代償措置を講ずる場合であつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

2
3（略）

（準備書の作成）

一〇五（略）

（事後調査）

第十七条 事業者は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象最終処分場事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行わなければならない。

2
3（略）

（準備書の作成）

第十八条 事業者は、法第十四条第一項の規定により対象最終処分場事業に係る準備書に法第五条第一項第二号に掲げる対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる事項
- 二 (略)

三 対象最終処分場事業の工事計画の概要

四 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要

五 前各号に掲げるもののほか、対象最終処分場事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 第二条第二項から第六項までの規定は、法第十四条の規定により事業者が対象最終処分場事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第二条第三項中「資料」とあるのは「資料及び第五条第三項の規定による聴取又は確認」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第十八条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「法第五条第一項第四号」とあるのは「法第十四条第一項第五号」と、同条第六項中「法第五条第二項」とあるのは「法第十四条第二項において準用する規定」と読み替えるものとする。

3 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第九条第五項並びに第十條第四項及び第六項において明らかにできるようにしなければならないとされた事項、第九条第六項において比較できるようにしなければならないとされた事項、第十条第五項において明らかにできるように整理するものとされた事項並びに第十一条において明らかにできる

第十八条 事業者は、法第十四条第一項の規定により対象最終処分場事業に係る準備書に法第五条第一項第二号に掲げる対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 (略)

三 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立容量

四 対象最終処分場事業の工事計画の概要

五 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類及び量

六 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要

七 前各号に掲げるもののほか、対象最終処分場事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 第二条第二項から第五項までの規定は、法第十四条の規定により事業者が対象最終処分場事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第二条第二項中「資料」とあるのは「資料及び第五条第二項の規定による聴取又は確認」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第十八条第二項において準用する前項」と、同条第四項中「法第五条第一項第四号」とあるのは「法第十四条第一項第五号」と読み替えるものとする。

3 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第九条第五項並びに第十條第四項及び第六項において明らかにできるようにしなければならないとされた事項、第九条第六項において比較できるようにしなければならないとされた事項、第十条第五項において明らかにできるように整理するものとされた事項並びに第十一条第三号において明らかに

ようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要を併せて記載しなければならない。

4 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たっては、第十四条の規定による検討の状況、第十五条の規定による検証の結果、第十六条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定による具体的な内容を記載しなければならない。

5～6 (略)

第十九条・第二十条 (略)

できるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要を併せて記載しなければならない。

4 事業者は、対象最終処分場事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たっては、第十四条の規定による検討の状況、第十五条の規定による検証の結果及び第十六条各号に掲げる事項を記載しなければならない。

5～6 (略)

第十九条・第二十条 (略)